

Society 5.0の実現に向けた5Gの利活用に関する提言

2020年春に商用サービスが開始される第5世代移動通信システム（5G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティなどの分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図る Society 5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹インフラである。

国においては、通信事業者から申請のあった5G特定基地局の開設計画の認定に当たり、地方への配慮として、「全国への展開可能性の確保」、「地方での早期サービス開始」、「サービスの多様性の確保」といった点を評価する指標等に基づき、開設計画を認定するとともに、周波数枠の割当てを実施したところである。

また、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、2024年度までの5G整備計画を加速する」との方針も示されている。

そして、商用サービス開始に先立ち、通信事業者による5Gプレサービスも一部開始されており、ラグビーワールドカップ2019日本大会など大きなスポーツイベントでは、多視点映像の配信や4K映像のリアルタイム伝送によるライブビューイングなど、5Gの活用によりスポーツ観戦の魅力や付加価値を高める効果を体感できたところである。さらに、地域の企業や自治体等様々な主体が、自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築するローカル5Gが年内に制度化される予定であり、地域ニーズに応じた先駆的な導入が期待される。

しかしながら、7月31日に付与された5Gの無線局免許等の基地局設置場所は、大部分が都市部に集中していると言わざるを得ない状況であり、今後、開設指針や開設計画に基づき特定基地局の整備が進められることになるが、具体的な置局場所等については通信事業者に任されている以上、引き続き、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されることから、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

さらに、開設計画の認定時、高度特定基地局以外の特定基地局については、基盤展開率のような地方での展開に繋がる基準が設けられていないため、高度特定基地局が設置されたとしても、当該地域での広範な展開が確保されない可能性がある。

このため、地方において、5Gを支える高速・大容量、かつサイバー攻撃の急増に備えた、よりセキュアな情報通信基盤が早期に整備されるとともに、様々な産業分野への5Gの利活用による新たな市場創出や、社会的課題の解決を促進できるよう、国において、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 5Gの導入施策を国として積極的に推進する姿勢を明確にするため、現在策定中の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5Gをはじめとする未来技術の利活用を、地方創生の重要な柱の一つとして位置付け、併せて具体的な支援策を講じること。
- 2 人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域における、基地局・光ファイバ網等通信基盤の整備を含め、都市と地方で基盤整備を一気に進め、地方を含むエリアで早期に5Gサービスが開始されるよう、今後の政府予算の編成に当たり、国庫補助事業の拡充（大都市部以外の地域における補助率のかさ上げ等）や自治体負担分が生じる場合には十分な財政措置など、万全の対策を講じること。
また、整備後の維持管理についても、必要な対策を講じること。
- 3 遠隔医療・教育、スマート農業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転など、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的な総合支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施を積極的に支援すること。
- 4 通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、個別ニーズに応じた柔軟な5Gシステムの構築・利用が可能な「ローカル5G」の展開は、地域課題の解決や地域経済の活性化が期待されることから、地方におけるローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対して必要な技術的・財政的支援を行うこと。さらに、今後、地方が導入・運用に成功した事例をモデルとする横展開についても検討を行うこと。
- 5 5Gは住民生活に欠かせないサービスの根幹となるものであり、日本全国において公平かつ安定して利用できるようにするため、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、5Gを含む携帯電話基地局や光ファイバなどのブロードバンド基盤等の整備・維持管理をその対象とすること。
- 6 特定基地局の整備が地域間の偏りなく行われるよう、5Gサービスをユニバーサルサービスに指定し、開設計画の進捗確認等を通じ、通信事業者を適切に指導するとともに、中小企業者等が5G活用を円滑に準備できるよう都道府県と連携し、特定基地局の整備に係る都道府県ごとの具体的なスケジュール等の関連情報を、早期に開示するよう各通信事業者に対して働きかけを行うこと。とりわけ、サービス展開に必要となる高度特定基地局以外の特定基地局についても、事業者間の共有化の促進や整備条件を設けるなど、確実に地方で整備が進むよう、通信事業者を指導すること。

- 7 5Gのサービス開始により急増することが想定されるIoT機器を狙ったサイバー攻撃に関して、IoT機器の脆弱性に係る対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society 5.0時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努めること。
- 8 5Gの利活用には、革新的サービスを創出するデジタル人材が不可欠であるため、都市と地方とで人材格差が生じることのないよう、デジタル人材の育成を国の重要政策に位置付け、国と地方を挙げて推進するとともに、地方が行う人材育成の取組への支援を強化すること。併せて地方での育成が難しいマネジメント層やエンジニア等に都市から地方へ還流を促す仕組みを創設すること。

令和元年11月11日

全国知事会